



平成 23 年 7 月 1 日

各 位

会 社 名 宝 印 刷 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 堆 誠一郎
(コード番号 7921 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 篠原 正雄
(TEL. 03-3971-3101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 8 月 19 日開催予定の第 74 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第 36 条(剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己の株式の取得)を削除するものであります。また、その他、条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更をおこなうものであります。

2. 定款変更の内容(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(自己の株式の取得) <u>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第 8 条～第 36 条(条文省略) 〔新 設〕 (剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。	〔削 除〕 第 7 条～第 35 条(現行どおり) <u>(剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関)</u> <u>第 36 条 当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

〔新 設〕 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 <u>（中間配当）</u> <u>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 第 <u>39</u> 条（条文省略）	2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</u> 3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 〔削 除〕 第 <u>38</u> 条（現行どおり）
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 8 月 19 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 23 年 8 月 19 日（金）

以 上